

改正点

令和3・4年度の一世帯あたり1か月の資源平均排出量は約11kgでした。令和6年4月以降は、資源の排出量が多いことで奨励金が増える仕組みに上限を設け、奨励金の対象を一世帯あたり9kg/月までとすることを提案するものです。

	現行制度	見直し案
再資源化事業促進奨励金	1世帯あたり月額10円	変更なし
古紙類、古繊維類、空き缶、 空きびん、金属類	1kg×5円	変更なし
奨励金対象の排出量	上限なし	1か月1世帯9kgまで
団体への支払回数	毎月1回	年2回（10月・翌年4月）
集積所の回収	上限なし	変更なし ※1世帯9kgを超えても回収

【例1】30世帯が団体全体で250kg/月を排出した場合（上限内）

団体の奨励金上限 9kg×30世帯=270kg ※排出した資源はすべて回収

①10円×30世帯=300円 ②250kg×5円=1,250円 ①+②=1,550円

（排出量上限以下のため全て奨励金対象）

【例2】30世帯が団体全体で300kg/月を排出した場合（上限超）

団体の奨励金上限 9kg×30世帯=270kg ※排出した資源はすべて回収

①10円×30世帯=300円 ②270kg×5円=1,350円 ①+②=1,650円

（300kg-270kg=30kg は奨励金の対象外）

この場合、年間の支払いの上限は、

$((¥10 \times \text{世帯数}) + (¥5 \times \text{排出量 } 9 \text{ kg} \times \text{世帯数})) \times 12 \text{ 月} = \underline{\underline{¥660 \times \text{世帯数}}}$ となります。